

## 株式会社大隆設計 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年5月1日～令和4年4月30日までの2年間

2. 内容

目標1：3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、会社からの指示により時間外勤務又は休日勤務を行った場合において、当該労働に起因して保育施設の基本保育時間を超える利用を行なった場合に発生する追加料金（延長保育料・休日保育料等）について、会社が助成を行う制度の導入を実施する。

<対策>

- 令和2年5月～ 対象従業員の保育施設利用状況・ニーズ調査
- 令和2年8月～ 制度の具体的内容の検討
- 令和2年11月～ 制度導入

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること  
女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和2年7月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和3年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標3：令和2年11月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、月2回以上実施する。

<対策>

- 令和2年7月～ 社員へのアンケート調査
- 令和2年9月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和2年11月～ ノー残業デーの実施  
社内ポスター掲示による社員への周知